

歯科材料(09) 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 JMDN70908000

DOF クラフト ミリングバー-6

【形状・構造及び原理等】

1) 形状：下記外観写真の通り

形状 [△]	型番 [△]
	MT30 [△]
	MT20 [△]
	MT15 [△]
	MT10 [△]
	MT06 [△]
	MCR15R02L [△]
	MCR15R01 [△]
	MFT15L [△]
	MFT15 [△]
	MFT10 [△]
	MR26 [△]
	MR24 [△]
	MR23 [△]
	MD20 [△]
	MD15 [△]

	MD11 [△]
	DC20 [△]
	DC20L [△]
	DC10 [△]
	DC10L [△]
	DC06 [△]
	FT15 [△]
	FT06 [△]
	GC25 [△]
	GC20 [△]
	GC10 [△]
	GC06 [△]
	TH2040 [△]
	TH1835 [△]
	TH1635 [△]
	TH1430 [△]

【使用目的又は効果】

各種歯科用 CAD/CAM 材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、専用の加工機に取り付けて使用する。

【使用方法等】

〔併用する医療機器について〕

本製品と併用する装置及び材料は次の通りです。

使用方法については、添付文書及び取扱説明書に従って下さい。

※歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

- ・DOF クラフト PRO (医療機器届出番号：26B2X10038000023)
- ・DOF クラフト PLUS (医療機器届出番号：26B2X10038000026)

【使用方法】

本製品は、歯科用 CAD/CAM マシンに装着して、歯科用補綴物を作製する。

- (1) 本製品を使用する前に、刃先部に破損や変形がないことを確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。
- (2) 加工される歯科材料が、本製品での加工作業に適した材料であることを確認する。
- (3) 歯科用 CAD/CAM マシンに、本製品を取り付ける。
- (4) 加工データを歯科用 CAD/CAM マシンに送信し、加工を行う。

【使用上の注意】

- (1) 歯科医療従事者以外は使用しないこと。
- (2) 本製品は DOF 社専用のツールになるため、他機種に使用しないこと。
- (3) 本製品で切削・加工を行う時は、患者環境内（患者から 1.5m 以内）で行わないこと。
- (4) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- (5) 本製品の加工、改造は行わないこと。
- (6) 本製品の使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (7) 本製品は刃物であるため取り扱いには十分に注意すること。
- (8) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料ごとにそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること（異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因になります）。
- (9) ツールの使用回数や切削加工するデータの大きさによって消耗度合いが変わってくるので、加工物に面荒れやチッピング等の症状が現れた際には適宜新品に交換すること。
- (10) 次の行為は、本製品の破損の原因となるため行わないこと。
 - 1) 刃先部を持つ
 - 2) 刃先部に衝撃を与える。
 - 3) 刃先部を変形させる。

添付文書（案）

【保管方法及び有効期間等】

貯蔵・保管方法

- ・高温・多湿の場所を避け、ケースに入れた状態で保管すること。
- ・歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社 DOF JAPAN
京都府京都市下京区万寿寺通高倉西入
万寿寺中之町7 8
TEL:075-741-6542
FAX:075-741-6543

外国製造業者：DOF Inc.

製造国：大韓民国